

民有地の 不法投棄対策を 支援します！

不法投棄110番（生活環境保全課）

区は民有地の不法投棄物を撤去する支援を開始しました。
土地の所有者・管理者と一丸となって不法投棄対策を強化し、きれいな
まちを実現します！

1回のみ

区は支援の一環として、民有地の不法投棄物を 無料で撤去します！

撤去の条件

土地の所有者・管理者が
再発防止策を講じること

撤去の対象

個人の住宅・私道・空き地

※事業用地（店舗・事業所）、アパ
ートマンション、都営住宅などは除く

現場の状況や警告期間により、撤去作業までに1～2週間程度かかる場合
があります。あらかじめご了承ください。

相談は、お電話または Web から！

ごみゼロ

TEL : 3880-5300

足立区 民有地 不法投棄

検索



以下の場合には支援の対象外となる場合があります。

- ・ 区の現場確認により不法投棄と認められない場合
- ・ 区が不法投棄場所を事業用地であると判断した場合
- ・ 土地の所有者・管理者による不法投棄対策が行われない場合
- ・ 土地の所有者・管理者が、不法投棄現場の立会いに応じない場合
- ・ 草が繁茂しているなど、管理状態が不良な場合
- ・ その他適正な管理が行われていないと区が判断した場合

詳細は不法投棄110番までお問合せください。